



～職員からのひとこと～ 高島健康福祉事務所(高島保健所) 所長 川上 寿一

日本国内で新型コロナウイルス感染症の流行により様々な対応がとられるようになってから1年を超えました。ワクチンの接種がすすむことで流行が抑えられることが期待されますが、今しばらく感染対策の継続をお願いします。

また、外出の機会が少なくなり運動時間が減っている方もおられるかもしれませんね。若い方でも運動量の低下はあるかもしれません。県立リハビリテーションセンターのホームページなどにも簡単な運動メニューの紹介があります。ぜひ体力も維持していただきたいと思います。



「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応(令和3年5月10日)

警戒ステージ

(ステージⅢ)の間

いつも一緒にいる人と県内で!

往来について

滋賀県と緊急事態宣言対象地域等との間の往来は控えて!

会食について

・屋内・屋外にかかわらず、いつも一緒にいる人と!
・緊急事態宣言対象地域等での会食は控えて!

基本的な感染対策の徹底

・手洗い・マスクの着用、3密の回避など
・感染リスクが高まる「5つの場面」
(飲食を伴う懇談会・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・仕事から休憩室などへの居場所の切り替わりに注意)
・家庭での感染対策を徹底
・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を徹底

ご協力をお願い致します。

「びわこ感染制御支援チーム(B-ICAT)」登録のお願い



「びわこ感染制御支援チーム(B-ICAT)」は、滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援事業(職員派遣・代替サービス提供)の愛称です!

・介護関連施設・事業所で働く「職員」や「利用者」が新型コロナウイルス感染症に感染、または濃厚接触者となり、職員の出勤や利用者のサービス利用が困難となった場合に、他の事業所からの応援職員派遣や代替サービスを提供する相互応援システムです。
・滋賀県が実施主体、県内の事業所等で構成される団体等が受諾団体となり、実施しています。
登録がお済みでない方は、登録をお願いします。

* 詳細は、滋賀県のHPをご覧ください

滋賀県 医療福祉推進課



滋賀県医療福祉推進課

> 新型コロナウイルス感染症について(高齢者関係)
> 滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所間の応援派遣事業(職員派遣・代替サービス提供)について

(登録・相談窓口)高島保健所 医療福祉連携係(☎0740-22-2525)

今年は、

難病・小児慢性特定疾患の更新申請は郵送でお願いします。

・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、難病・小児慢性特定疾患受給者証の有効期間を自動で1年延長しました。

・令和3年3月1日から令和4年2月28日までの間に有効期間が満了する方は、医療費助成を継続するために**更新申請が必要**です。

★新型コロナウイルス感染症への対策として、例年実施している保健所での集中受付日は設けないこととなりました。今年度は、原則郵送での申請をお願いします。

(郵送先)〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県 健康寿命推進課 難病・小児疾病係 あて

(問い合わせ窓口)滋賀県庁 受給者証更新コールセンター(☎077-528-3669)

漬物・鮎ずしを製造される方へ

令和3年6月1日から漬物・鮎ずしの製造は、
営業許可が必要になります。
(令和6年5月31日までは経過措置期間です。)



漬物や鮎ずしの製造は、これまで「業務開始報告書」を保健所に届け出ることによって営業できていましたが、食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、漬物や鮎ずしを製造するには製造所ごとに営業許可が必要となります。すでに「業務開始報告書」を届け出た方は3年間の経過措置期間が適用されますので、令和6年5月31日までに営業許可を取得してください。(すでに廃業されている方は、廃業届を保健所に提出してください。)

【該当許可】漬物→漬物製造業 鮎ずし→水産製品製造業

【許可の取得について】

- ・施設は、製造のための専用施設で、滋賀県食品衛生基準条例で定める基準を満たす必要があります。
- ・食品衛生責任者の設置が必要です。(調理師、栄養士、製菓衛生師、養成講習会の受講者等)
- ・新規許可手数料の納入が必要です。

許可取得については、保健所に相談してください！

(相談窓口)高島保健所 地域健康福祉・衛生係(☎0740-22-3552)

高島健康福祉事務所(高島保健所)の主な事業

心の健康などに関する相談

月～金 8:30～17:15
保健師が相談に応じます
必要時、訪問も行います。

毎月1回(予約制)
精神科医師による相談
必要時、訪問もOK

問い合わせ先:0740-22-2419

ひきこもりに関する相談

月～金 8:30～17:15
保健師が相談に応じます
必要時、訪問も行います。

毎月1回(予約制)
臨床心理士による専門相談
必要時訪問もOK

エイズ・肝炎ウイルスに関する検査・相談 骨髄バンク 相談・検査受付

毎月第2火曜日(予約制)
9:30～11:00

エイズその他、B型肝炎・C型肝炎、
梅毒の検査も行っています。

問い合わせ先:
0740-22-2526

日常生活向上教室「笑竹梅の会」

7/20・11/16・3/15
13:30～15:30(予約制)
延期・中止になる場合があります。
下記にお問い合わせください。

問い合わせ先:
0740-22-2419



その他の事業

ほほえみ工房 (福祉用具制作)

毎月第2・4水曜日
9:30～15:30
場所:安曇川町末広4-15
問い合わせ先
0740-32-2120

心の教育相談センター

火曜日 9:00～12:00
(要予約)
場所:高島保健所2F
予約先:
077-586-8125

食中毒予防の3原則

食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

歯と口の健康週間

6月4日～6月10日

一生を共に歩む 自分の歯

歯と口は健康に生きていく力を支えるものです。
歯と口の健康について見直してみましょう！



食育月間・食育の日

6月は食育の日・毎月19日は食育の日

毎日 野菜をプラス一皿
いただきます！



禁煙週間 5月31日～6月6日

禁煙について考えてみませんか？

～なくしましょう！望まない受動喫煙～

望まない受動喫煙をなくすための「改正健康増進法」
が2020年4月1日より全面施行しています。



滋賀県愛の血液助け合い運動

7月1日～7月31日

7月は献血を呼びかける運動を行っています。
ぜひ、この機会に献血のご協力をお願いいたします。

